

議案第 6 2 号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について
甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 1 3 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

甲府市建築基準法施行条例（昭和 5 4 年 1 2 月条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条の 2 第 1 項、第 2 8 条の 3 第 1 項、第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項、第 2 8 条の 6、第 2 8 条の 7 及び第 2 8 条の 8 第 1 項中「第 8 7 条の 2」を「第 8 7 条の 4」に改める。

別表の第 1 号中「第 8 7 条の 2」を「第 8 7 条の 4」に改め、同表の第 7 号の次に次のように加える。

(7)の 2 法第 4 8 条第 1 6 項第 1 号の規定に基づく増築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における増築等許可申請手数料	1 2 万円
(7)の 3 法第 4 8 条第 1 6 項第 2 号の規定に基づく住居の環境悪化防止措置が講じられている建築物の建築の許可の申請に対する審査	住居の環境悪化防止措置が講じられている建築物の用途地域等における建築許可申請手数料	1 4 万円

別表の第 9 号の 2 中「第 5 3 条第 4 項」の次に「及び第 5 項」を加え、「1 6 万円」を「3 万 3, 0 0 0 円」に改め、同表の第 1 0 号中「第 5 3 条第 5 項第 3 号」を「第 5 3 条第 6 項第 3 号」に改め、同表の第 3 6 号中「第 8 6 条の 8 第 3 項」の次に「（法第 8 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同号の

次に次のように加える。

(36)の2 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物に係る用途変更に伴う2以上の工事を行う場合の全体計画に関する特例の認定の申請に対する審査	既存の1の建築物に係る用途変更に伴う2以上の工事の全体計画の特例認定申請手数料	2万7,000円
(36)の3 法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	興行場等としての使用許可申請手数料	12万円
(36)の4 法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	特別興行場等としての使用許可申請手数料	16万円

附 則

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の第9号の2の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、新たな事務に係る手数料を定める等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。